第十五条の次に次の一条を加える。

（地方協力基盤整備課の所掌事務）

**第十五条の二**　地方協力基盤整備課は、法第四条第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関する事務（前条第三項第二号に規定するものを除く。）をつかさどる。

第十七条第二項中「前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる事務並びに」を「前項各号に掲げる事務のほか、」に改める。

第十八条第三項中「、第二号」を削る。

第二十一条第八号中「関すること」の下に「（総務部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第二十三条第四号中「取得及び提供並びに」を「提供及び」に改め、同号中「総務部及び」を削る。

第三十四条中「北関東防衛局及び九州防衛局」を「九州防衛局及び沖縄防衛局」に、「南関東防衛局及び沖縄防衛局」を「南関東防衛局」に、「施設取得第三課（沖縄防衛局に限る。）」を「施設取得第三課（沖縄防衛局に限る。）」に改める。

第三十五条第一項第二号中「各号」を「第一号から第七号まで及び第九号」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置及び運営についての調査並びに資料の作成及び収集に関すること。

第三十五条第二項中「北関東防衛局、」を削り、「、前項」を「、第一項」に改め、同項第一号中「前項第一号、第三号及び第四号」を「第一項第一号、第二号、第四号及び第五号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　北関東防衛局の業務課は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

一　前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事務

二　第十五条第一項第三号に掲げる事務

三　第二十二条第一項各号に掲げる事務

四　第二十四条第一項第二号に掲げる事務

五　前各号に掲げるもののほか、管理部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第三十六条に次の一項を加える。

2　沖縄防衛局の施設補償課は、前項の規定にかかわらず、第二十二条第一項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

**○防衛省令第十号**

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項の規定に基づき、防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　　防衛大臣　小野寺五典

防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令

防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「別表第七」の下に「及び別表第八」を加える。

別表第一陸上自衛隊の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 海上自衛隊 | 一 |

別表第二イの表を次のように改める。

イ　行政職俸給表(一)

| 組織の区分＼職務の級の区分 | 十級 | 九級 | 八級 | 七級 | 六級 | 五級 | 四級 | 三級 | 二級 | 一級 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 防衛省内部部局 | 九人 | 三三人 | 五四人 | 五四人 | 二二四人 | 一三一人 | 一二七人 | 四〇二人 | 六七人 | 九人 |

第三十七条第一項中「南関東防衛局の」を削り、同条第二項を削る。

第三十八条第一項中「南関東防衛局の」を削り、同条第二項を削る。

第三十九条に次の一項を加える。

2　沖縄防衛局の施設管理課は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一　第二十三条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事務

二　第二十三条第四号に掲げる事務のうち、駐留軍の使用に供する施設及び区域の提供に関すること。

第四十条に次の一項を加える。

2　北関東防衛局の施設取得課は、前項の規定にかかわらず、第二十四条第一項第一号及び第三号に掲げる事務をつかさどる。

第四十二条を削り、第四十三条を第四十二条とし、第四十四条を第四十三条とする。

第四十五条第一号中「第四十三条」を「第四十二条」に改め、同条を第四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（返還対策課の所掌事務）

**第四十五条**　返還対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第二十二条第一項第六号に掲げる事務（自衛隊の施設に係るものに限る。）

二　駐留軍に提供した施設及び区域の返還に関すること（企画部の所掌に属するものを除く。）。

第四十五条の二中「限る。）」の下に「及び地方協力基盤整備課の事務」を加える。

第五十一条第三項第五号中「連絡調整」を「連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理」に改める。

第五十四条第二号中「、第六号及び第八号」を「及び第六号、第三十五条第一項第三号」に改める。

附則第九条の見出し中「施設補償第二課」を「返還対策課」に改め、同条中「施設補償第二課」を「返還対策課」に、「第三十八条第二項」を「第四十五条」に改め、同条を附則第十一条とする。

附則中第八条の二を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

附則第六条第二項中「第十五条第二項」を「第十五条第五項」に改め、同条を附則第七条とする。

附則第五条中「掲げる事務」の下に「（東北防衛局、北関東防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の総務部総務課にあっては、同条第二項各号に掲げる事務）」を加え、同条を附則第六条とする。

附則中第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（地方防衛局総務部の所掌事務の特例）

**第四条**　地方防衛局総務部（南関東防衛局及び沖縄防衛局を除く。）は、第四条に規定する事務のほか、平成三十年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。